

第21回青梅市梅の里再生計画推進委員会議事要旨

日 時 令和3年2月9日(火) 16:00～18:25

場 所 青梅市役所議会棟大会議室

出席者 委員 13名

深澤委員、野崎委員、小澤委員、輪千委員、福島委員、石川(清)委員、土方委員、井上委員、渡邊委員、石川(毅)委員、廣田委員、原島委員、越前委員

オブザーバー 2名

東京都西多摩農業改良普及センター所長

東京都産業労働局観光部振興課多摩島しょ地域観光振興担当職員

事務局 9名

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 令和2年度強化対策地区内感染状況調査結果等について(資料1)
- (2) 令和2年度梅樹再植栽の結果について(資料2)
- (3) 梅の里再生基金の状況について(資料3)
- (4) 令和2年度梅の公園改修工事等について(資料4)
- (5) 令和2年度「吉野梅郷梅まつり」について(資料5)
- (6) 梅の里再生・復興プログラム(平成28年度～令和2年度)の取組状況について(資料6)
- (7) 令和2年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会の概要について(資料7)
- (8) 令和3年度以降の青梅市のウメ輪紋ウイルス対策について(資料8)

3 協議事項

- (1) 梅の里再生計画について

4 その他

配布資料(資料1) 令和2年度強化対策地区内感染状況調査結果等について

(資料2) 令和2年度梅樹再植栽の結果について

(資料3) 梅の里再生基金の状況(平成25年度～令和2年度)について

(資料4) 令和2年度梅の公園改修工事等について

(資料5) 吉野梅郷梅まつり実施計画

(資料6) 青梅市梅の里再生計画 再生・復興プログラム(平成28年度～令和2年度)の取組状況一覧

(資料7) 令和2年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会の概要

(資料8) 令和3年度以降の青梅市のウメ輪紋ウイルス対策について

議 事

1 あいさつ

市長

- ・本日は大変お忙しい中、御出席をいただき厚くお礼申し上げます。昨年12月農林水産省において開催された「令和2年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会」において、3月末までの防除期間を延長する必要がないとされ、今後、防除対策の終了が決定されると緊急防除事業および強化対策事業が今年度末をもって終了することになります。
- ・緊急防除の終了が決定されても、強化対策地区内では今後もウイルスまん延を防ぐための対策に取り組んでいきます。
- ・平成28年度から強化対策地区において、約5,400本のウメを再植栽してきたところですが、緊急防除の終了が決定されれば、念願であった市内全域でのウメの再植栽が可能になります。
- ・今年度は「青梅市梅の里再生計画」の最終年度です。このため、平成28年度から令和2年度までの「再生・復興プログラム」の取組状況についてご報告させていただきます。
- ・本市の梅の里再生・復興事業が成果を上げてこられましたのも、委員の皆様の御尽力の賜物と感謝しています。今後もなお一層の御指導、御協力をいただきますようお願いいたします。

○配布資料の確認を行った。

副委員長

- ・委員長が遅れておりますので、代理で進行をさせていただきます。

2 報告事項

(1) 令和2年度強化対策地区内感染状況調査結果等について

事務局

○資料1について説明した。(※省略)

- ・特になし

(2) 令和2年度梅樹再植栽の結果について

事務局

○資料2について説明した。(※省略)

委員

- ・吉川英治記念館に行ったところ、植栽した2本の梅が細かったので、できればもっと太い木を植えてほしい。

事務局

- ・今回はじめて植えたところですが、文化課が担当している施設で、今後梅を植えていきたいとの話を聞いていますので今日のご意見は担当課に伝えます。

(3) 梅の里再生基金の状況について

事務局

○資料3について説明した。(※省略)

委員

- ・天満公園の管轄はどこになりますか。

事務局

- ・元々都立天満公園でしたが、土地が市に寄付され、管理は商工観光課が行っています。新たにイチヨウ、モミジ、ウメを植え、整備を進めている所です。

委員

- ・今回天満公園に西武信用金庫からの寄付により梅を植えたわけですが、周りが草でいっぱいなので何とかしていただきたい。

事務局

- ・今後はきちんとした管理を行っていきます。

(4) 令和2年度梅の公園改修工事等について

事務局

○資料4について説明した。(※省略)

委員

- ・まずはお礼を申し上げます。以前からこの委員会をお願いしていた観光のメインになるものとして、昨年11月7日に講演会のため国文学者の中西進先生をお迎えした際、梅の公園にある最初に再植栽した梅6本に命名をしていただき、その6本にそれぞれ立派な看板を作っていただきました。おかげ様で宣伝できるものができ、大変ありがたいことです。
- ・ひとつ注文をいたしますが、公園の正面入り口から階段を上に登っていく、その辺りに6本の梅の案内が欲しい。見学に来た方にぜひ見てほしいので、案内看板の設置をお願いしたい。

事務局

- ・後でまた触れる予定ですが、確かに下に案内がないと場所がわかりにくいと思います。すぐに対応できるかわかりませんが検討します。

委員

- ・もう一点お願いします。梅の公園と接しているお墓の近くに雪柳の群生がありますが、できればその辺に梅を植えていただきたい。雪柳は蟬梅の近くなどに植え替えて同じ時期に咲きそろうようにして、見てもらえる公園にするのがいいと思います。検討をお願いします。

事務局

- ・公園は梅がメインですが、花の時期もずれますし、いろいろな楽しみ方があっても良いという発想で梅以外のものもいくつか植えています。今後もさらに皆さんに違う角度からも楽しんでいただける公園となるよう考えていきたいと思っています

委員

- ・雪柳は市の方で植えたものですか。寄贈されたものですか。

事務局

- ・市で植樹したものです。

委員

- ・雪柳の花の時期はいつもいいなと思って見ていますが、上の方から見たり下の方から見上げたりしているうち感じたのですが、何かインスタ映えするような子供たちが喜ぶ形にできないでしょうか。先程お話が出たようにもし植替えするならばその時を狙ってすると面白いと思います。
- ・また写真を撮る方にとっては、花は1色でなく2色あると絵になるらしいのでそこを考えて、白・黄色などを組み合わせていただきたいです。
- ・公園の整備工事について、2点補修のお願いです。1点目は第2東屋から第1東屋に降りていくところが滑りやすいこと、2点目は第4東屋から太鼓橋を越えて第3東屋に行くところの斜面の土がむき出しになっていますので考えてほしいことです。

事務局

- ・まずインスタ映えの件ですが、今後の公園の整備の観点から、貴重なご意見をいただきましたので、花の色の配色等の件と合わせて検討していきたいと思います。
- ・滑りやすいところ、斜面の土が流れ出るところについては、状況を見ながら対応していきます。

委員

- ・観光分野の要望としてお願いしたいことがあります。梅の公園の下に沢がありますが、ここは蛍も出ますし、都内から来た人にとっては貴重な場所だと思います。ぜひ公園の一部として目を配っていただき、年間を通した観光の一部となるよう検討していただきたい。

副委員長

- ・観光の面から言うと、蛍が出るというのは大きいPRポイントですね。先程の中西先生の梅樹命名についても観光の目玉ですから、マップに加えたり、公園の下からの案内看板の設置をお願いしたい。

委員

- ・梅の公園の枯れが多いように思いますが、今後木の補植はあるのでしょうか。また枯れた品種の代わりは予定していたものがなくなってしまったようなケースはありますか。

事務局

- ・通常管理においても多くはありませんが一定数枯れることはあります。また、特に移植した後は枯れるケースがあります。梅の公園は植栽計画を立てて植えていますが、その中で枯れてしまったときにはそれに代わる梅を探し、以前と同じものがなかなか見つからなければ別の物を植えることになります。枯れた時のこういった入れ替えは今後も行っています。

副委員長

- ・特定の品種が枯れやすいとか、この品種は枯れが少ないとか、そういったことはありますか。

事務局

- ・偏っているという話は聞いていません。

委員

- ・やはりいろいろな品種があったほうが良いので、一般的な品種は探しやすいと思いますが、数少ない品種が枯れるのは残念です。できるだけ補植をしてほしい。

事務局

- ・梅にはかなりの品種があります。担当の方で人気があるものは何かとか、どのような品種がよいかを考えながら、もちろんすべて1本ずつではなく、補植にあたっていろいろ検討しています。希少なものは、補植の時にあればということにはなりますが、対応していきたいと考えます。

副委員長

- ・いろいろな花の種類があったほうが、観光的にはいいと思います。

委員

- ・梅郷商店会としていい公園になってよかったと思います。一年間を通していろいろな花が咲き、観光客が来ることを願っていましたが、今回梅以外の花の案内看板もつけてもらい大変良かったと思っています。後は観光客が増えるといいのですが、できれば駐車場が欲しいところです。

(5) 令和2年度「吉野梅郷梅まつり」について

事務局

○資料5について説明した。(※省略)

委員

- ・6番のイベント内容のうち、春の美術館めぐりのバスの運行について、出発はどこか、どこで乗れるのか、時刻表はどうなっているのか等その辺の周知ができていないと利用できないと思います。

事務局

- ・バスは4つの美術館をめぐるもので、10時30分スタート16時45分終了で区内を循環する予定です。きもの博物館だけはバスが入って行けませんので梅郷4丁目にある市の駐車場を使います。

副委員長

- ・今回初めての試みで、30人乗りのバスを使い、きもの博物館からスタートし各美術館前に停まります。美術館に入館しますと青梅産ヒノキの入浴木のプレゼントがあります。3月11日木曜日と12日金曜日に運航する予定です。

委員

- ・たいへんいい企画ですが、観光客にわかるように、バスがここから出発しますというような具体的

なPRをお願いしたい。

事務局

- ・ポスター、チラシの作成のほか、初めての試みですので、周知をしっかりとしていく予定です。

副委員長

- ・3月は吉野梅郷地区に観光客が増える時期です。そのお客さんを西の方にも流れていくようにする試みです。以前は吉川英治記念館まで歩くのがコースでしたが、最近は少なくなりました。バスに乗って出かけてもらおうという企画です。ぜひ案内してもらいたいです。

委員

- ・梅まつりのリーフレットの完成時期はいつごろになりますか。

事務局

- ・2月末頃になります。

副委員長

- ・まだわかりませんが、緊急事態宣言が早めに解除されても、梅まつりの日程は変わらないですか。

事務局

- ・変更はありません。

(6) 梅の里再生・復興プログラム（平成28年度～令和2年度）の取組状況について

事務局

○資料6について説明した。（※省略）

- ・特になし

(7) 令和2年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会の概要について

事務局

○資料7について説明した。（※省略）

委員

- ・シンボルツリーのことですが、先程のお話にもありましたが、昨年11月7日に梅の公園にて令和の考案者とされる中西進先生に、最初に植えた6本に令和にちなんだ万葉集の中の言葉から新しい梅の里の復興を願って名前を付けていただきました。昨日梅の公園を訪れ6本の梅や新たに付けた看板を見てきました。たまたまそこに老夫婦が来ていましたので、中西先生が名付け親であることを説明したところ、知り合いにも話そうと言っていました。梅の木の成長とともに観光スポットが生まれたことが今後の吉野梅郷の魅力アップにつながると思います。関係者に感謝いたします。
- ・令和3年度以降の対応についてですが、前回の委員会で申し上げた金剛寺の将門誓いの梅を接ぎ木した梅の移植についてですが、前回の時点では梅の移動は禁止でしたので、時期を待ちましようということでした。3月まで何もなければ4月以降移動が可能になりますので、青梅市の観光の発展

のためにお願ひすべき時期と考へます。梅に詳しい地元の方が親木の梅があつた大聖院に植へたいと梅の里づくり実行委員会で発言しています。私も親木の梅2世として良いと思つている所です。確か市の担当課も梅の公園に1・2本であれば植栽可能とのお話があつたと思ひます。なんとか実現したいがいかかでしょうか。

事務局

- ・国の方針として、4月以降は苗の検査制度を設けるとしています。売買する際に感染していないきれいな苗を流通させるための制度です。先程のお話は、市内から市内への移動です。こういうケースについて国に確認したところ、基本的に売買の流通ではないので、特に手続きを要しないで可能になる方向で調整しているとのことでした。まだ決定ではないので、追つてその辺はお知らせしたいと考へています。

事務局

- ・前回の委員会でお答えした通りです。梅の公園に場所を確保してまいりたい。

副委員長

- ・国の考へ方は、何もなければ、4月から検査して問題ない木は持込み・持出しについては可能となるということですね。

委員

- ・ここでアブラムシ防除のチラシがポストにはいつていましたが、その最後のページに市全体に植えられるようになると書いてあり、ただし植える木は発生していない地域のものでないとダメという書き方でしたが、今のお話ですと、市内にある木が移動できるとなると、その木が感染しているかどうかわからないのはまずいわけですから、国が検討している検査体制や制度の確立の中でそれを認めるようにするわけですね。

事務局

- ・国はそのように考へて、どういふ方法になるかまだ分かりませんが、クリーンなものを流通させるための検査制度を調整中ということですよ。

委員

- ・確認しておきたいのですが、令和2年度末まで梅は動かさないが、4月になれば動かしていいと広報おうめの記事を見て、そう解釈している人が多いですよ。
- ・樹苗養成振興会としては、日高市の畑にある約200本の梅ですが、ここで20本市内に持ち込む以外後は今のところ注文がありません。その梅は3月以降日高市においておけないので、人間市に持ってきておいて、今年の秋から正月にかけて市内で植へたい人がいたら充ちたいと考へています。人によっては、4月から植えられるのではと聞かれましたが、それには答えられませんでした。4月以降自由に植へることができるなら、もし欲しい人がいれば分けることもできます。2月下旬のうちに根巻をして畑においておけばいつでも皆さんに分けることができる、そういう話が出ています。こんな形ができれば、市の方でもいいのかなと思ひています。ここまで管理をしてきた梅ですから、注文があるなら植へてもらふのが一番いいのかなと思ひます。

委員

- ・一般市民としても、観光としても、以前は梅が庭木としてあったわけで、農家さんだけでなく、また名木も植えたい、実梅も植えたいという希望があるのなら、はっきりといつからどういうものに限っては、例えば検査を通過していればというような明確なものを広報などで一回だけでなくお知らせしてほしい。あいまいなものを持ち込むと今までの努力が何だったのかということになるので、徹底的に誤解のないようお知らせしていただきたい。それが観光の一助にもなります。

事務局

- ・今言われた通り、市民への周知を今後の時期を見てやってまいります。まず緊急防除が終了予定ですが、その通り終了となったときには、新たな検査制度ができてこうなりますと丁寧な説明を広報おうめやホームページを活用して周知していきたい。

委員

- ・農地に再植栽して4年がたち、だいぶ実が成ってきましたが、トラブルがあるときがあります。その時に市の方で教えていただくとか、相談の窓口はありますか。

事務局

- ・梅の実のことや木の管理については、農林水産課を通して、都の普及センターや振興財団とつながっておりますので対応できると思います。

委員

- ・今年は梅の木の種類によって、ヤニが実に入ってしまった。肥料の関係、消毒の関係、その辺の指導をしていただけるとありがたいです。

事務局

- ・ヤニの原因なども詳しく調べられますので、ご相談いただけたらと思います。

(8) 令和3年度以降の青梅市のウメ輪紋ウイルス対策について

事務局

○資料8について説明した。(※省略)

委員

- ・資料8の2の(4)にあるようにアブラムシ防除を庭木の所有者が実施するということになりますとやらないと思います。大木を防除するものを持っていない、薬もないという中でたぶんやらないでしょう。そうしますとその庭木が感染源となって再植栽樹にアブラムシが移動していくことになります。やはりそこは一体的にやらないと少なくとも徹底的にやっておかないと、また再燃してくる可能性があります。ここは徹底的にやっておくべきだと思います。

事務局

- ・現在考えているのは協力をお願いという形になっています。確かにお願いだけですとやらない方も出てくる可能性があります。今のところまだ確定していない部分もありますので、今のご意見もい

ただきながら、その辺の対策を考えたいと思います。

委員

- ・まだよく理解できないところがあるのですが、4月以降庭木などを植えるとき、梅の木はどこから買ってもかまわないのですか。

事務局

- ・先程の国の概要説明の中にもあった通り、3月末で緊急防除が終了となれば4月以降は自由に買ってきて植えられることになります。

委員

- ・それは市外、他県で買ってきてもかまわないのですか。その木がウイルスに感染しているかいないのかは調べないのですか。

事務局

- ・検査制度の細かい部分はまだ分かりませんが、感染していないものが流通するという事です。そのための検査制度ができるということです。

委員

- ・自由になれば、個人がいろいろな所から持ち込むわけで、感染については売っている所で調べることになるのでしょうか。

事務局

- ・先程お話に出たいわゆる植物防疫法に基づく緊急防除は終わることになります。これまで再植栽樹については検定をして無感染のものを入れていましたが、今、国が検討している制度は、青梅はいわゆる苗の産地ではないので、これまで感染の出た地域で苗木を生産出荷しているような所、そういう所に対しての検査制度を確立するという事です。国内に流通する苗木に関しては感染が出た都府県だとしても検査済みのものが流通するというのが国の考えです。その検査制度をどういう形にするかを国は検討しています。

委員長

- ・流通しているものは検査済みという解釈ですね。

副委員長

- ・売っているものは全部済んでいるということですね。個人的に庭先で売のようなことはダメで、きちんと生産者が検査を受けて認められたもののみ販売できるということですね。

委員

- ・2、3年前の梅まつりの時に梅の公園で業者が梅を売ろうとしていたことがありましたが、そういうケースは検査しているとは思えないので、そういうものがどんどん入ってくるのではないかと気

になってお聞きしました。

事務局

- ・ どのような検査制度にするかを今国が検討しています。その辺がわかればまたお知らせします。

3 協議事項

(1) 梅の里再生計画について

事務局

- ・ それでは、梅の里再生計画についてです。梅の里再生計画は、農業分野および観光・商業分野の再生に向けた課題を総括し、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が参加・協働していく具体的な計画として、平成25年3月に策定しました。計画では、再生・復興への道筋を示すため、梅の植栽を自粛する平成25年度から平成27年度までの3年間の対策を「緊急対策プログラム」、梅の植栽を開始してからの平成28年度から今年度までの5年間の対策を、「再生・復興プログラム」としてとりまとめ、梅の里の再生に向けた課題と対策の方向性を示しております。「梅の里再生計画」の計画期間は、令和2年度までとなっております。

本日、「再生・復興プログラム」の取り組み状況をご説明しましたが、今後もやらなければならない各種事業等については、令和3年度以降も各担当課において取り組む必要があるものと考えおりますが、緊急防除も今年度末をもって終了する予定となっております。その点も踏まえて、今後の「梅の里再生計画」の取扱いについて、ご協議頂きたいと思っております。

- ・ もう一点、この「梅の里再生計画推進委員会」につきまして、平成25年4月1日から、梅の里の再生計画に関することを所掌事項として設置されましたが、同様に「梅の里再生計画推進委員会」の取扱いにつきましても、ご協議頂きたいと思っております。
- ・ 事務局としましては、梅の里再生計画がここで終了するのを受けて、延長はせず終了してはいかがかと考えています。計画が終了してもそれぞれの担当課が各関係団体と連携して今後も再生は取り組んでいく必要があると思っております。同様に推進委員会につきましても皆様にお集まりいただくことなく、一度ここで一区切りということで解散したいと考えております。ご協議をお願いします。

副委員長

- ・ 事務局から、梅の里再生計画の終了、推進委員会の解散について説明がありました。区切りがついたということで、提案通りでよろしいでしょうか。

委員

- ・ 梅の公園のガイドの立場から長い間努めさせていただいてありがとうございました。これまで思いつくままに提言を述べさせていただきましたが、良かったと思っております。最後に3件の提案をさせていただきます。

① 再生計画推進委員全体で再生基金への寄付をするのはどうでしょうか。梅の公園の寄付者名板に委員会の名前が残り、観梅客にこれからもウイルスのことを知ってもらえるのではないかと、今まで行ってきた梅の里の再生に係わる多くの手柄や努力を後世に伝えることができるのではないのでしょうか。

② 梅の再生を願って、啓もう活動の一環として、梅の公園やその他多くの施設に私が関わってきた幾代会でつるし梅かざりを6年間にわたって展示してきました。青梅特産の青梅夜具地を探

し、それを活用して作成したものです。この度梅の里の再生に成功したことを記念して全国の梅サミット12町村にこれらのつるし梅かざりの寄贈ができればと考えています。各市町の東屋や売店等のひさしに来年だけでも飾ってもらえれば、青梅市がウメ輪紋ウイルス被害から梅の再生に成功したということで、勇気づけにもつながっていくのではと思います。こちらからの情報発信により今まで以上に各市町村との親密な関係も作り上げることができると思います。

- ③ つるし梅かざりの寄贈が公的に認められれば、こちらからの送付代金も状況によっては公費もしくは先程提言した基金から捻出し、推進委員会等の名前により全国に発信し梅の里再生への拍車をかけたいと思います。

以上任期が終了することになってもここで終わらせるのではなく、将来へつなげる思いを述べさせてもらいました。

副委員長

- ・3つ提案がありましたが、ひとつ目の寄付者名板の件はどうですか。

事務局

- ・特に寄付ということではなく、梅の里再生に向けた今までの道筋を、寄付の名板ではなく中西先生の名板のようにこういう風に再生していったのだというように何かの形できちんと残すことは検討できるかと思います。

委員

- ・委員さんも変わっていますし、事務局も人が変わっていますので、どういう委員がいたとかを残す時代ではないと思います。若い人から見たら名前だけ残してとなるので、それよりそれぞれの立場にいる人が実はこういうことに関わったのだとわかるほうが良いと思います。

委員長

- ・名前を残すのではなく、こういうことがあった、どうやって復興したかという歴史を残しておこうということだと思います。

副委員長

- ・むしろ人の名前も大事かもしれませんがそれより歴史ですね。梅の公園が過去にランキングで日本一になって、直後ウメ輪紋ウイルスの感染が確認され全伐することになり、そして再生してこうなったというストーリーは残しておきたいですね。

委員長

- ・この件は事務局にお任せしましょう。

副委員長

- ・二つ目についてはいかがですか。

事務局

- ・青梅市を除くと12市町になります。梅の再植栽ができたということで一昨年梅サミットを開催し、そういう意味では皆さんとつながりがありますし、提案されたことがどうできるか検討させていた

だきたいと思います。また幹事市があり、取りまとめをしていますのでその辺とも相談させていただきたい。

委員

- ・梅の再生を願ってやってきたのでよろしくお願いします。

副委員長

- ・三つ目は二つ目と同内容かと思いますがよろしいですね。
- ・先程の事務局提案ですが、推進委員会がなくなっても何もしないということではなく、調査や防除など今までやってきたことは続きますし、単に会が役割を終えるということです。
- ・委員の皆さん、協議事項について提案通りでよろしければ拍手をお願いします。

- ・多数の拍手あり

副委員長

- ・梅の里再生計画の終了、梅の里再生計画推進委員会の解散が了承されました。

4 その他

副委員長

- ・その他になりますが、事務局から中西進先生の梅の命名について説明があります。

事務局

- ・先程からお話の出ている中西進先生の命名看板の件ですが、2月5日に設置が終了しています。このことは、広報おうめ3月1日号でお知らせし、ホームページにも載せていきます。

委員

- ・天満公園の件ですが、梅郷の商店会として前々から駐車場の話をさせていただいていました。天満公園前と梅の公園の前の私有地ですが、3、4年前に売りたいと市へ話があったと聞いています。現在ロウバイが植わっている所ですが、地主さんは市に購入してもらえない時は民間に売るといような話も聞いていまして、もし売ってしまうと天満公園に上がっていく道がなくなってしまう。せっかく天満公園に西武信用金庫の寄付による梅が植えられたので、その辺今はどうなっているのかお聞きしたい。

事務局

- ・その土地は、市が借りるということで地主さんと話を進めています。

副委員長

- ・最後に事務局からあいさつがあります。

事務局

- ・先程ご協議いただき、ここで梅の里再生計画が終了し延長はしないこと、推進委員会についても終了ということになり、平成25年からたいへんお世話になりました。私も9年間やらせていただき、

その間、農業・商工観光等と席も変わりましたが、梅の里再生ということで再植栽がどうできるのか国といろいろと協議し、平成28年度から再植栽できるところまでできました。皆さんのいろいろな意見を聞きながら進めてきましたが、これで終わりではないと思います。市長もそう思っております。一つの節目としてこの形を取りますが、来年度予算についても各担当課が計上しております。何かあればご意見を今後も伺いながら、さらに再生復興につながるよう進めていきたいと思っています。これまで大変ありがとうございましたということと共にこれからもよろしく申し上げますということでお礼のあいさつとさせていただきます。

副委員長

- ・他にないようですので終了といたします。事務局に返します。

事務局

- ・長時間にわたりありがとうございました。閉会のあいさつを委員長にお願いします。

委員長

- ・本日が最終回ということになりました。平成21年に梅の病気が出まして、この梅の里再生計画推進委員会も平成25年から8年間、皆様方からいろいろご意見をいただいて進めてまいりました。当時を思いますと農業、観光・商業、喧々諤々の意見交換があり、今日を迎えたということです。その中で約5000本の梅の再植栽ができましたが、まだまだ小さい木でありますので、これから大きく育てさらに梅の里が大きく再生すればいいのかなと思っています。プログラムも何とか無事に終わることができ、再植栽もできまして、この会の役目も終わったのかなと思いますが、しかしまだまだ梅の里の再生は続きますので、皆様方には色々な面でご協力ご支援をお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

事務局

- ・以上を持ちまして終了とさせていただきます。